

令和8年度

部活動のしおり

朝霞市立朝霞第一中学校

年	組	番氏名
---	---	-----

1 目 的

生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、生涯にわたり、スポーツや文化を親しむための基礎・基本を身に付ける。

同じ目的をもった生徒が互いに技能や知識を高め合い、学年や学級の枠を越えた活動を通して、社会性を身に付ける。

2 性 格

- (1) 学年、学級の枠を離れ、同好の生徒で組織する。
- (2) 部活動は希望加入制とする。部活動はスポーツや文化、科学等に親しみ、生涯スポーツ・学習の基礎となることから、生徒は積極的に参加することとする。
- (3) 部の設置は、生徒の希望、施設、指導者等を考慮して学校で設置する。但し、新設する場合は、教師の希望、活動を維持できる生徒数、継続的な活動の保証等の条件が満たされた場合に限るものとする。
- (4) 参加者は、心得に示す諸規則を厳守する。

3 心 得

- (1) 指導教師の指導、指示に従うこと。
- (2) 部員は助け合い、協力する。上級生は下級生を指導する際、威圧的、暴力的行為は行わない。
- (3) 入部の際に必要な手続きを行うものとする。保護者の部活動入部届をもって入部申込をし、学級担任及び部活動顧問が保管する。
- (4) 転部は、本人、保護者、部活動顧問、学級担任で協議する。
- (5) 服装は、制服・ユニフォーム等、学校指定のものとする。
- (6) 自分の持ち物は原則として、活動場所に移動し、教室へは帰らない。
- (7) 休日の練習に飲料水を持参する場合は水筒、ペットボトル（ペットボトルクーラーを必ず使用）のみ可とする。紙パック類、むき出しペットボトル（タオルにくるむ物も）は、認めない。
- (8) 活動日は、事前に練習実施計画にて連絡する（長期休業日を含む）。
- (9) 用具、備品の使用に責任を持つ。常に安全を確認し、整理整頓を心がけること。
- (10) 事故防止に努め、事後処置を適切に行うこと。事故発生時には速やかに顧問に連絡すること。
- (11) 活動時間及び休養日
 - ①活動時間
平日は2時間程度、休日（祝日・長期休業日を含む）は、3時間程度とする。
 - ②休養日
週2日以上の休養日（長期休業日を含む）を設ける。その際、平日は、少なくとも1日以上、週休日（土日）も少なくとも1日以上を休養日とする。
なお、休養日が確保できなかった場合には、他の休養日を振り替える。
学校閉庁日（お盆、正月）は休養日とする。

長期休業日（夏季・冬季）は、連続した1週間程度の休養日を設ける。

③活動の例外

校長の承認により年2回の大会及びコンクールにおいて、その開催日の前2週間に限り（定期テスト前の部活動停止期間は除く）規定によらず活動することができる。また、上位大会に出場した部活動は、校長の承認により規定によらず活動することができる。
※内容、活動時間、休養日等については、国・県・朝霞市の部活動方針に準ずる。

(12) 活動期間における活動終了時刻等

活動期間	活動終了時刻	完全下校時刻
4月～9月	17:15	17:30
10月～2学期中間テスト期間前まで	17:00	17:15
2学期中間テスト後～1月	16:45	17:00
2月・3月	17:00	17:15

※必ずしも上記時間までは活動しなければならないものではない。

※完全下校とは校門の外へ出る時刻をいう。

※朝霞市のガイドラインに基づいた上で、運動部の大会等、文化部のコンクール等の原則2週間前は、

①生徒・保護者への周知と理解、②校長への申請

により上記の時刻（活動期間に応じた時刻+15分）まで活動することができる。

※2学期中間テスト以降の期間において、上位大会である新人戦県大会（または準ずるコンクール）に出場するチームは、17:15までの活動（完全下校時刻17:30）を協議の上許可する。

(13) 中間・期末試験6日前から活動を中止する。専門委員会の行われる日は委員会、学級優先日とし、原則として部活動を中止する。但し、大会等ある場合は許可する場合もある。

(14) 下校時間を厳守すること。下校時間後は原則として校舎内への立ち入りを禁止する。

4 設置部活動名

【運動部】

野球、サッカー、ソフトボール、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレーボール、卓球、剣道、陸上競技、水泳、バドミントン、フライングディスク（特別支援学級）

【文化部】

演劇、美術、吹奏楽、囲碁・将棋、家庭科

5 1年生の入部までの流れ

(1) 仮入部期間

実際に部活動を体験し、3年間しっかりと続けられる部活動に参加するため、複数の部活動を体験し、自分にあった部活動を見つける期間を設定する。（指定された期間）

(2) 部活動入部届の提出

入部する部活動が決定したら、「部活動入部届」を提出日（指定された日）までに、学級担任・部活動顧問へ提出する。

(3) 部活開き

新入生の部活動入部届の提出が完了すると本入部となる。本入部の日には、その年度の「部活開き」（指定された日）が実施され、部員各自からの自己紹介や、部活動顧問からの活動方針の説明等が行われる。

6 部活動に加入しない場合

部活動へ加入しない場合、「部活動不参加届」を学級担任へ提出する。（指定日まで）

7 2・3年生の部活動継続届について

年度初め、2・3年生は、所属する部活動に継続して参加する場合、部活動継続届を学級担任・所属部活動顧問に提出する。（指定された日まで）

8 転部する場合

特別な事情があり転部する場合は、部活動転部届を学級担任・所属部活動顧問に提出する。

9 退部する場合

特別な事情があり、所属している部活動を退部する場合は、所定の「部活動退部届」を顧問に、および「部活動不参加届」を担任にそれぞれ提出する。

10 3年生の部活動復帰について

【参加開始日】

原則として、復帰をする場合は公立入試終了後とする。ただし、以下の場合は除く

- ①公立入試の実技試験のための参加
- ②各種大会への出場や定期演奏会への参加
- ③私立高校推薦入試後の参加

【参加手続き】

- ①保護者の承諾を得る
- ②部活動顧問と相談し、参加の許可を得る
- ③「部活動復帰願」を担任に提出し、許可を得る
- ④大会等への出場の場合は、校長と顧問が協議し、許可を得ること

【注意事項】

- ①あくまで高校でも続けることを前提として参加する
- ②後輩の活動へ迷惑をかけない（部活の中心は後輩）
- ③参加にあたっては、学校や部活動のルールを順守すること

1 1 令和8年度当初日程等 ※下記日程は現時点での予定となります。

・仮入部期間

- | | | |
|------|----------|-----------------------|
| 第1日目 | 4月14日（火） | …見学のみ（新入生オリエンテーション実施） |
| 第2日目 | 15日（水） | …体験可 |
| 第3日目 | 16日（木） | …体験可 |
| 第4日目 | 17日（金） | …体験可 |
| 第5日目 | 21日（火） | …体験可 |

・部活動入部届 の提出

23日（木）までに学級担任、部活動顧問へ提出
(この日以前に提出してもよい)

※学級担任あては学級担任へ直接提出

※部活動顧問あては職員室前各部活の封筒へ提出

→提出後21日（火）以降、本入部扱いとする

・部活開き

23日（木） 各活動場所

※部活動に参加していない生徒は下校

・部活動継続届 の提出

17日（金）までに学級担任、部活動顧問へ提出
(この日以前に提出してもよい)

※学級担任あては学級担任へ直接提出

※部活動顧問あては職員室前各部活の封筒へ提出

・部活動不参加 届の提出

2・3年生…17日（金）までに学級担任へ提出
1年生…23日（木）までに学級担任へ提出

1 2 仮入部期間の服装・注意事項について

(1) 服装

各部活動指定の服装

(2) 注意事項

- ①各活動場所へ自分の荷物を持っていくこと
- ②基本的には教室へは戻らない
- ③複数の部活を体験すること
- ④使った用具等は必ず元に戻すこと
- ⑤無理なことは避け、けが等に十分注意すること
- ⑥先輩へのあいさつ、礼儀を徹底すること
- ⑦仮入部中の最終下校時刻は6時間の日は17:00、5時間の日は16:00。
必ず守ること
- ⑧土日の休日練習には参加することはできない

部活動における校内利用のガイドライン制定について

朝霞市立朝霞第一中学校
部活動担当

はじめに

朝霞第一中学校では、部活動が大変活発におこなわれており、どの部活動も活動の意義をよく理解し、生徒主体の部活動運営を心掛けている。

そのため、学校としても生徒の安全を第一に考え、有意義で効果的な活動を行えるよう環境面での整備も必要であると考えます。特に雨天時における外部活動が校内（廊下やメディアスペース等）を利用する場合も多くあるため、以下のようなガイドラインを制定し、安全に混乱なく校舎内を有効利用できるようにするものである。

校内利用のガイドライン

- ① 雨天時に**外部活動が校内廊下や多目的ホール、メディアスペースなど使用することは可能**である。通常教室、特別教室については事前に管理責任者（担任または教科担当）及び恒常的に使用している部活動に確認をとることとする。
ただし、**恒常的に使用している通常教室、特別教室を使用する場合の優先順位は恒常的に使用している部活動**とする。

[平日に恒常的に使用している部活動及び教室等]

- 3階全普通教室・・・吹奏楽部
- 美術室・・・・・・・・美術部
- 被服室・・・・・・・・家庭科部
- 4階学習室・・・・・・・・演劇部
- 技術室・・・・・・・・囲碁・将棋部
- 2階メディアスペース・卓球部

- ② **廊下およびメディアスペースにおけるバット、ラケットを振る行為（卓球部を除く）を含む練習、またボールを投げる、蹴る行為を含む練習は禁止**とする。
ただし、**多目的ホール、体育館、サブアリーナ、武道場においては可**とするが、顧問の指示・監督のもと安全に留意して利用すること。
なお、**階段を用いたトレーニングを行う場合は、C・D階段のみ**を利用すること。（土日休日の場合は除く）
- ③ 校内廊下を利用して走る練習は顧問の監督下のもと、生徒同士の衝突事故が起きないように、要所に人員を配置すること。ただし、**恒常的に生徒が通行する状況において、廊下・メディアスペースを走る練習は禁止**する。（恒常的に生徒が通行する状況とは、他部活動生徒等が該当箇所を行き来している状態が続いていることをさす）
- ④ **校内を使用する場合における活動場所については指定しない**。活動する部活動で話し合い、譲り合って活動を行うこと。
- ⑤ **土日祝日、長期休業中に多目的ホールやその他特別教室を利用する場合は、事前に予約表に記入**をすること。ただし、**授業や学校行事、恒常的に使用している部活動が優先**となるので、利用する場合は、事前に確認をしたうえで、必ず予約表に記入をすること。
- ⑥ その他、各部活動におけるルールを守り、安全に最大限留意して活動する。
顧問の先生方におかれましては上記の内容を確認していただき、生徒へ周知をお願いいたします。